

議案第 34 号

市長、副市長及び教育長の給料の特例に関する条例案

市長、副市長及び教育長の給料の特例に関する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 5 月 28 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

市長、副市長及び教育長の給料の特例に関する条例

(市長、副市長及び教育長の給料の特例)

第1条 令和2年7月1日から令和2年12月31日までの間においては、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(昭和48年桐生市条例第33号。以下「特別職給与条例」という。)第3条の規定にかかわらず、市長の給料の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に100分の30を乗じて得た額に相当する額を、副市長及び教育長の給料の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に100分の20を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(手当の額の算出の基礎となる給料月額)

第2条 次に掲げる手当の額の算出の基礎となる給料月額については、前条の規定は、適用しない。

(1) 特別職給与条例第4条第2項に規定する期末手当の額

(2) 市長等の退職手当に関する条例(昭和46年桐生市条例第25号)第3条第1項に規定する退職手当の額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。

(市長、副市長及び教育長の給料の臨時特例に関する条例の廃止)

2 市長、副市長及び教育長の給料の臨時特例に関する条例(平成25年桐生市条例第25号)は、廃止する。

(この条例の失効)

3 この条例は、令和2年12月31日限り、その効力を失う。

議 案 説 明

議案第 34 号 市長、副市長及び教育長の給料の特例に関する条例案

新型コロナウイルス感染症の拡大により、市民の皆様に多大な負担と不便をおかけするとともに、様々な形で協力をいただいている状況を踏まえ、令和 2 年 7 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までの間、特例として、市長については給料月額を 100 分の 30、副市長及び教育長については給料月額を 100 分の 20 減額し、その減額分を新型コロナウイルス感染症対策の財源として今後活用するものです。